証券コード　5026
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日2026年11月４日）

株主各位

東京都港区芝浦三丁目４番１号
グランパークタワー32階
株式会社トリプルアイズ
代表取締役　　片渕　博哉

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第18回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.3-ize.jp/ir/meeting

　また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトにアクセスの上、銘柄名「トリプルアイズ」又は証券コードに「5026」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

**　なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年11月25日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。**

敬具

記

1. 日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前１０時00分
（受付開始：午前９時30分）

2. 場　　所　東京都港区赤坂２丁目５番６号
関東ITソフトウェア健康保険組合山王健保会館

3. 目的事項

報告事項 1. 第18期（2025年９月1日から2026年８月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第18期（2025年９月1日から2026年８月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議　　案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

（1）議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面又は電磁的方法により当社にご通知ください。

（2）議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に当社に到達したものを有効な行使として取扱います。

（3）議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願いいたします。

◎出席の株主の皆さまには当社創業者である福原智の著書『テクノロジー・ファースト』の配布を予定しております。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
なお、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を除いております。従いまして、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
・連結計算書類の「連結注記表」
・計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2025年 9 月 1 日から
2026年 8 月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度より従来の日本基準に替えてIFRSを適用しております。

当連結会計年度における世界経済は、米国をはじめとする主要国の金融政策転換や通商政策の変動に加え、中東情勢の緊迫化に伴うホルムズ海峡での緊張高まりを背景としたエネルギー価格のボラティリティ（変動）など、地政学リスクによる不透明感が継続いたしました。こうしたコスト増への懸念が残る一方で、デジタルトランスフォーメーション（DX）投資への意欲は底堅く推移いたしました。わが国経済におきましては、原材料費やエネルギーコストの高騰も相まって、企業においては省人化・自動化が喫緊の課題となっております。これらを解決する手段として、AI（人工知能）技術への期待はかつてない高まりを見せております。

当該期間におけるAI業界の動向といたしましては、生成AI（Generative AI）の活用が「実験的導入（PoC）」のフェーズを脱し、具体的な投資対効果（ROI）を追求する「社会実装」のフェーズへと本格的に移行いたしました。特筆すべきは、AIが単なる対話ツールから、自律的にタスクを計画・実行する「AIエージェント（Agentic AI）」へと進化したことです。これにより、サイバー空間のみならず、製造・物流・交通といった物理空間におけるAI活用、すなわち「フィジカルAI」の領域においても市場が急拡大しております。

当社グループといたしましては、自動車設計に係る事業が通商政策の動向から直接的な影響を受ける可能性があり、引き続き慎重かつ柔軟に対応していく必要があると認識しております。足元は開発人材ニーズが強く、業績は好調に進んでいくと想定しますが、中長期的な自動車生産台数に波及する可能性については注視してまいります。そのような中、当社グループは、「テクノロジーに想像力を載せる」という経営理念の下、人にやさしいICTサービスの提供を目指し、当社グループ独自のテクノロジーで新たな時代への橋渡しとなるイノベーションを追求し、AIの社会実装を実現していきます。

＜当社グループの優位性＞

当社グループが持続的な成長を実現し得る最大の要因は、AIの研究開発からシステム実装、さらにはその稼働基盤となるインフラ（GPU）構築までを一気通貫で完遂できる「社会実装力」にあります。多くのAI開発プロジェクトが実証実験（PoC）の段階で停滞する「PoCの壁」に直面する中、当社は基礎論文の調査からモデル開発、そして顧客の既存システムへの組み込みまでをワンストップで提供できる稀有な体制を構築しております。特に、世界大会優勝の実績を持つ囲碁AI開発で培った「実践学習」のアプローチは、統計的手法と機械学習をタスクに応じて最適に使い分けることを可能にし、データ解析や特徴量抽出において他社と一線を画す精度の高さを実現しております。加えて、画像認識プラットフォーム「AIZE」は、顧客ニーズを起点とした「マーケットイン」の発想により自社開発されており、柔軟なカスタマイズ性と導入の容易さが、現場レベルでのDX定着を加速させています。

また、当社グループの競争優位性の源泉は、ハードウェアとソフトウェアの双方に精通したハイブリッドなエンジニア組織にもあります。AI・DX領域においては、囲碁AIの研究開発ネットワークを通じて採用・育成された最先端のエンジニア約190名が、顧客のビジネス変革を強力に支援しております。一方、自動車設計領域においては、大手自動車メーカーの設計開発に40年以上にわたり携わり、関与特許実績140件超を有する約160名のエンジニアが在籍しております。この「最先端AI」と「伝統的エンジニアリング」の融合こそが、昨今のトレンドである「フィジカルAI（実世界で機能するAI）」の開発に繋がるものと考えております。さらに、AI開発に不可欠な計算資源においても、当社グループは高性能GPUサーバーの導入から保守・運用、データセンター構築までを自社で完結できる体制を有しております。半導体不足やクラウドコストの高騰が課題となる中、インフラ層からアプリケーション層までを垂直統合で提供できる当社の強みは、セキュリティとコストパフォーマンスを重視するエンタープライズ顧客からの信頼獲得に直結しております。

＜当社グループ戦略＞

① 顔認証・生体認証 ― 利便性から「公正・安全」へ

第１の戦略は、顔認証・生体認証システムによる「公正・安全」な社会インフラの構築です。当社の顔認証技術は、単なる利便性の提供を超え、スマート

フォンの普及だけでは解決できない「本人確認の厳格化」が求められる領域へと展開しております。小売業界における特定の顧客層へのサービス提供など、公平性と安全性が価値となる市場において、高単価かつ不可欠なインフラとしての導入を加速させております。

・具体的な注力領域：エンタメ（チケット）の不正転売防止、リテール（限定品）における不正転売・買占め防止、Web試験での本人確認、カスハラ対策、徘徊見守り等のブラック/ホワイトリスト検知

・当社の競争優位性：カメラ・クラウド・オンプレ・スマホなど環境に依存しないAPI/SDKでの柔軟な連携、数万人規模のイベントや商業施設でも遅延のない大量高速な認証・判定処理

② AIインテグレーション ― 製造現場のDX推進

第２の戦略は、自動車産業をはじめとするレガシー産業へのAI実装の深化です。クラウド完結型のAIベンダーが多い中、当社は現場のオペレーションに深く入り込む「エッジAI」と「フィジカルAI」を組み合わせることで、顧客固有の課題に合致した実効性の高いソリューションを提供しております。特に、日本の産業基盤である自動車やIP（知的財産）関連産業においては、単なる概念実証（PoC）にとどまらず、工数削減や歩留まり改善といった明確な投資対効果（ROI）を創出する「実益直結型」の提案を行い、顧客企業の収益構造改革に貢献してまいります。

・具体的な注力領域：製造業における「自社専用生成AI」によるナレッジ継承、印刷業における全数検品でのロス削減・製版業務効率化、工場自動化に向けたフィジカルAI研究開発

・当社の競争優位性：AI Lab顧客の８割を占める製造・印刷業で培った高い課題解像度、人件費削減・歩留まり改善等のROIを明確化した提案力

③ 大学アライアンス ― 産官学連携のハブへ

第３の戦略は、産学連携を通じた技術シーズの事業化と人材エコシステムの拡大です。当社は産官学連携のハブとして、大学の先端研究シーズをシステム化し、自治体や公共機関へ展開するモデルを構築しております。この取り組みは、新たな収益機会の創出にとどまらず、共同研究を通じて優秀な学生エンジ

ニアとの接点を強化するリクルーティング・エコシステムとしても機能しており、持続的な技術革新を支える原動力となっております。

・具体的な注力領域：自治体・教育委員会等との社会実装パイプラインの構築、共同研究を通じた学生エンジニアとの接点強化による採用ルートの強化、北海道大学と連携した離島・僻地向けのAI・GPUを活用した教育モデルの構築、千葉大学との包括連携によるAI社会実装力とアカデミアの研究・人材の融合

・当社の競争優位性：囲碁AIや顔認証技術で培った、学術理論を即座に「社会実装」できる研究開発実装力、大学・自治体との技術顧問契約による知見の収益化モデル

④　GPUサーバーセグメントの推進

・AI開発用途向けGPUサーバーの販売を主力とする事業構造への転換が完了し、暗号資産マイニング用途のサーバー運用事業は終息に近づいております
・特定代理店との協業拡大によりAI開発用途向けGPUサーバーの販売が進捗し、広告費等の見直しによる販管費の削減とあわせて、損益が改善しております
・2026年9月、連結子会社である株式会社ゼロフィールドの代表取締役が異動し、新たに佐藤仁が代表取締役に就任いたしました。当社が公表しております株式会社ゼロフィールドの全株式譲渡の方針に変更はなく、同社の株式譲渡に向けた取組みを引き続き進めてまいります

また、これらの事業戦略を支える基盤として、当社は全社員がAIスキルを高め、業務プロセスそのものを変革する「AIネイティブな組織」への進化を遂げています。「テクノロジーで社会課題を解決するSIパートナー」として、既存事業の有機的な成長に加え、M&Aや資本業務提携による非連続な成長も視野に入れ、成長を加速してまいります。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益は5,722,227千円(前年同期比1.0%増)、営業利益は170,316千円(前年同期は営業損失522,449千円)、親会社の所有者に帰属する当期利益は100,607千円(前年同期は親会社の所有者に帰属する当期損失467,109千円)となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達
特記すべき事項はありません。

② 設備投資
特記すべき事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け
特記すべき事項はありません。

⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継
該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分
該当事項はありません。

(3) 企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区　　分		第17期 2025年８月期	第18期 2026年８月期 当連結会計年度
売上収益	(千円)	5,665,355	5,722,227
営業利益又は 営業損失（△）	(千円)	△522,449	170,316
親会社の所有者に 帰属する当期利益 又は当期損失（△）	(千円)	△467,109	100,607
基本的１株当たり 当期利益 又は当期損失（△）	(円)	△56.08	11.99
資産合計	(千円)	5,303,097	4,641,231
資本合計	(千円)	1,334,730	1,462,094
１株当たり 親会社所有者帰属持分	(円)	155.20	174.18

（注）当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第17期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

日本基準

区　　分		第15期 2023年８月期	第16期 2024年８月期	第17期 2025年８月期
売上高	(千円)	2,346,256	4,410,537	5,714,030
経常利益又は 経常損失（△）	(千円)	△290,152	47,470	59,774
親会社株主に 帰属する当期純利益 又は当期純損失（△）	(千円)	△825,317	76,956	△343,999
１株当たり当期純利益 又は当期純損失（△）	(円)	△118.67	10.45	△41.30
総資産	(千円)	2,302,647	4,918,167	4,845,099
純資産	(千円)	332,145	850,655	1,665,409
１株当たり純資産額	(円)	47.61	96.90	194.62

（注）株式会社BEXとの企業結合について第16期において暫定的な会計処理を行っておりましたが、第17期に確定しております。第16期の各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

（4）対処すべき課題

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内企業の価格転嫁や個人消費の増加等により企業の業況感は緩やかに持ち直し、DX関連をはじめとする設備投資の増加や雇用情勢の改善がみられる等、景気に緩やかな回復の動きがみられました。しかしながら、ウクライナ及び中東地域をめぐる情勢や、急激な円安等の影響による更なる物価上昇に加え、金融資本市場の変動など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

そのような状況下において、当社グループは、AIソリューション事業の伸長及びGPUサーバー事業における損益改善により、当連結会計年度は営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益がいずれも黒字に転換し、過去最高の売上収益及び営業利益を計上いたしました。今後は、AIインテグレーションにおける単価向上及びプライム案件の獲得、AIプロダクトにおけるパートナー戦略の再構築、エンジニアリングにおける人員体制の強化を進めるとともに、画像認識AI技術を基盤とした当社独自のAISaaS型サービスやライセンス提供といったストック型収益モデルを強化・拡大し、収益性の向上と成長性を両立させてまいります。

また、各社の設備投資は今後も増加するものとみられ、優秀なITエンジニア人材の確保は必須となっています。採用のみならず、既存社員に対する育成も重要性を増しております。人材育成は、先端テクノロジー研究開発のキャッチアップ、市場開拓といった課題を解決する糸口ともなります。他社との開発競争が激化する中でも、人材の確保は重要な意味をもっており、当社グループは待遇の改善や技術研修の充実を図るとともに、新卒採用及びリファーラル採用の強化、大学・大学院・専門学校等の教育機関との連携の深化等、採用活動を活性化しております。

さらに、生成AI及びAIエージェントの普及がもたらす開発環境の変化は、既存のIT業界を再編しうる潜在的な影響力を有するものと捉えております。当社グループにとってはチャンスとすべく、生成AI時代に相応しいサービスの提供を目指し、設計技術に強みを持つ株式会社BEXと共同で、生成AIの普及が進んでいない自動車設計領域における新規AIプロダクトの開発を進め、2028年8月期以降の事業化を目指してまいります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきまして、当社グループでは事業の維持拡大に必要なレベルの流動性の確保と財務の健全性・安全性維持を資金調達の基本方針としております。

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、各種サービス提供にかかわる原価、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、主にM&Aの投資資金、自動車設計AIプロダクトの開発にかかわる研究開発費用等で

あります。これらの資金需要につきましては、運転資金は営業キャッシュ・フロー及び借入金で賄い、投資資金は主に株式発行による資金調達で賄うことを基本とする方針であります。

(5) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

事　業　区　分	主　要　事　業　内　容
AIソリューション事業	システム受託開発・保守･運用、AIZE(画像認識プラットフォーム)の開発、自動車分野における機械設計開発事業等
GPUサーバー事業	GPUサーバーの販売・運用事業、データセンターの構築・販売・運用事業等

(6) 主要な営業所及び使用人の状況

① 主要な営業所（2026年８月31日現在）

当社（本社）	東京都港区芝浦三丁目４番１号グランパークタワー32階
株式会社ゼロフィールド（本社）	東京都港区芝浦三丁目４番１号グランパークタワー32階
株式会社BEX（本社）	愛知県豊田市西町五丁目5番地ビッツ豊田タウン3階
株式会社シンプルプラン（本社）	東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル１階SPACES
株式会社所司一門将棋センター（本社）	千葉県習志野市津田沼五丁目12番12号サンロード津田沼408

② 従業員の状況（2026年８月31日現在）

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
437名	12名減

（注）上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員（パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）は含んでおりません。

(7) 重要な子会社の状況（2026年８月31日現在）

名　称	資本金	出資比率	主要事業内容
株式会社ゼロフィールド	55,060千円	100%	GPUサーバーの販売・運用事業、データセンターの構築・販売・運用事業等
株式会社BEX	35,000千円	100%	自動車分野における機械設計開発事業等
株式会社シンプルプラン	2,000千円	100%	セミナー実施及びコンサルティング事業
株式会社所司一門将棋センター	7,000千円	100%	将棋道場（将棋教室）の運営事業

(注) 当連結会計年度末における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。なお、当事業年度末日における当社の総資産額は、3,765,907千円であります。

特定完全子会社の名称	株式会社ゼロフィールド
特定完全子会社の住所	東京都港区芝浦三丁目４番１号グランパークタワー32階
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	1,342,982千円

(8) 主要な借入先及び借入額（2026年８月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	725,716　千円
株式会社みずほ銀行	213,342　千円
株式会社商工組合中央金庫	115,620　千円
株式会社きらぼし銀行	100,000　千円
株式会社りそな銀行	83,351　千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

訴訟

当社は、2026年７月15日付で、当社の連結子会社である株式会社ゼロフィールド（以下「ゼロフィールド」という。）の創業者である村田敦氏（以下「村田氏」という。）に対して、ゼロフィールドの株式の譲渡に関し、村田氏による事実と異なる説明及び資料開示によって当社が被った損害について、契約不適合責任、株式譲渡契約上の表明保証違反又は不法行為に基づき賠償又は補償を求める訴訟を提起いたしました。

また、2026年８月７日付で、村田氏から、当社によるゼロフィールドの株式の取得に際してなされた譲渡代金の支払に関する別途の合意が履行されなかったなどとして、当社及び当社取締役２名に対して、連帯して損害賠償を求める訴訟が提起されました。当社といたしましては、村田氏の主張する合意は存在せず、仮に存在するとしても錯誤により当該合意は取り消されるべきものであること等から、村田氏の請求には理由がないものと考えており、本訴訟において、当社の主張の正当性を主張・立証してまいります。

2. 会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　20,000,000 株
(2) 発行済株式の総数　8,394,300 株
(3) 株主数　3,704 名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
福原聖子	2,268,000	27.02
株式会社コスモウエア	1,795,000	21.38
株式会社ゲームカードホールディングス	400,000	4.77
一般社団法人恵那会	370,800	4.42
ＪＰＥ第１号株式会社	341,100	4.06
株式会社ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ	250,000	2.98
株式会社キューブシステム	164,000	1.95
楽天証券株式会社共有口	149,800	1.78
間中啓次	138,000	1.64
井口邦	123,600	1.47

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2026年８月31日現在）

名称	第１回新株予約権 （2017年８月24日　株主総会決議）
新株予約権の数	２個
保有人数 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式400株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり10円
新株予約権の行使期間	2019年８月25日から2027年８月24日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（注）1. 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に付与している新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第２回新株予約権 （2019年８月29日　株主総会決議）
新株予約権の数	50個
保有人数 　当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式10,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり1,000円
新株予約権の行使期間	2021年８月30日から2029年８月29日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（注）1. 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に付与している新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第３回新株予約権 （2020年８月28日　株主総会決議）
新株予約権の数	95個
保有人数 　当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式19,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり1,000円
新株予約権の行使期間	2022年８月29日から2030年８月28日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

（注）1. 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に付与している新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。
2. 当社は、2021年10月29日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

名称	第４回新株予約権 （2021年10月26日　株主総会決議）
新株予約権の数	214個
保有人数 　当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	３名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式42,800株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり1,925円
新株予約権の行使期間	2023年10月27日から2031年10月26日
新株予約権の行使条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は使用人の地位にあることを要する。ただし、定年退職の場合、その他当社取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。 ②新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ③本新株予約権は、当社の普通株式が日本国内のいずれかの証券取引所に上場した場合に限り行使することができる。

（注）１．当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）のうち１名は、取締役就任前に付与されたものであります。
２．当社は、2021年10月29日付で普通株式１株につき200株の割合で株式分割を行っているため、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2026年６月26日開催の取締役会において、当社発行の第５回新株予約権及び第６回新株予約権並びに第７回新株予約権の取得及び消却について決議し、2026年６月26日付けで取得及び消却をいたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 当社の会社役員に関する事項（2026年８月31日現在）

地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山　田　雄一郎	笹徳印刷株式会社 取締役 株式会社ゼロフィールド 取締役
代表取締役CEO	片　渕　博　哉	当社 営業本部・技術本部管掌
取締役CFO	加　藤　　慶	当社 管理本部管掌 株式会社すららネット 取締役（監査等委員） 株式会社ライナフ 監査役 株式会社ゼロフィールド 取締役 株式会社BEX 取締役
取締役	篠　田　庸　介	株式会社ヘッドウォーターズ 代表取締役
取締役 監査等委員	篠　原　　博	アップデート株式会社 取締役
取締役 監査等委員	鈴　木　規　央	小山・鈴木法律事務所 共同代表 株式会社うるる 監査役 株式会社Linc'well 監査役 学校法人帝京大学 特任教授 弁護士・公認会計士
取締役 監査等委員	中　釜　和　寿	アセンディア税理士法人代表社員 中釜和寿公認会計士事務所代表 公認会計士・税理士

（注）1. 取締役篠田庸介氏、監査等委員鈴木規央氏及び中釜和寿氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員会の職務を補助する使用人として、管理本部所属の使用人を指名し、監査業務のサポートを行うことで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 監査等委員鈴木規央氏及び中釜和寿氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役篠田庸介氏、監査等委員鈴木規央氏及び中釜和寿氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、社外取締役及び監査等委員である取締役全員との間で、その職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社における全ての取締役、執行役員等を被保険者とした、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しており、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価等（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって決定する旨定款に定めており、各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査等委員である取締役の協議で決定しております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等総額の限度額は、2023年11月29日開催の定時株主総会にて年額300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）と決定されております。各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額については、当該報酬総額の範囲内において、役員報酬規程に則り、経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況を総合的に勘案し、事前に協議を行った上で、最終的に取締役会で決定する方針としております。その内訳は固定の基本報酬のみであり、業績連動報酬制度は採用しておりません。監査等委員である取締役の報酬等総額の限度額は、2023年11月29日開催の定時株主総会にて年額30,000千円以内と決定されております。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等につきましても、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会の決議により決定されていることから、上記の決定方針に沿うものであると当社取締役会は判断しております。

(4) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	50,224 (2,400)	50,224 (2,400)	-	-	5 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	9,600 (4,800)	9,600 (4,800)	-	-	4 (3)
合計 (うち社外役員)	59,824 (7,200)	59,824 (7,200)	-	-	9 (4)

（注）1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2023年11月29日開催の定時株主総会において年額300,000千円以内（うち社外取締役分は30,000千円以内）と決定されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち社外取締役1名）であります。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2023年11月29日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決定されております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。

(5) 社外役員の主な活動状況

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役の重要な兼職先は「(1) 当社の会社役員に関する事項」に記載のとおりであり、各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当社又は特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役	篠田　庸介	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に会社経営の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員）	鈴木　規央	当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士及び公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持、当社の財務報告に係る発言を行っております。
取締役（監査等委員）	中釜　和寿	第17回定時株主総会での就任以降に開催された当事業年度開催の取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の財務報告に係る発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

ＲＳＭ清和監査法人

(2) 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42,800千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42,800千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、前事業年度の監査内容及び当事業年度の監査方針等について確認を行い、監査日数及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等が相当であると判断し、会社法第399条第１項に定める同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、ＲＳＭ清和監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 内部統制システムの整備についての取締役会決議の内容の概要

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するため、2018年８月24日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定め（直近では2023年11月29日開催の取締役会にて改定）、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めております。

「内部統制システムに関する基本方針」の概要は次のとおりであります。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、経営理念に掲げる法令の遵守を率先垂範して実行するとともに、従業員への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守及び社会倫理への適合を最優先とする企業風土を醸成する。

(2)「リスクコンプライアンス規程」に従い、取締役及び担当責任部門長は意思決定プロセス及び業務執行において、コンプライアンス遵守の取り組みとその監督指導を行う。また、代表取締役を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。

(3) 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）の職務執行状況は、監査に関する規程及び監査計画に基づき監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）の監査を受け、監査等委員は取締役に対し、必要に応じて改善を助言又は勧告する。

(4) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員及び取締役会に報告する。

(5) 内部監査業務は内部監査担当が主管を担い、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行う。また、内部監査の内容は、代表取締役以下関係役員及び監査等委員にも報告され、経営力の強化を図る。

(6) 必要に応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

(7) 法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルール等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の構築及び業務の改善に努める。

(8) 会社情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性及び網羅性を確保する。

2.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報及び文書の取扱いは、法令及び文書管理規程に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

(2) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、情報セキュリティ規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い担当者を明確にし、適切に管理する。

(3) 情報セキュリティに関する基本方針、細則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。

3.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 取締役会は、「リスクコンプライアンス規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講じる。

(2) 不測の事態が生じた場合には、代表取締役を委員長とする「リスクコンプライアンス委員会」を設置して、開示を含む迅速な対応を行い損害の拡大を防止するとともに再発防止策を構築する。

4.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役は、経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画及び業務目標を明確にし、各業務を執行する。

(2) 定例取締役会を毎月 1 回開催するほか、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。

(3) 当社及び子会社の取締役は、社内規程等に基づき、各業務執行における責任者及びその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社及び子会社の総合的な発展及び業績向上を目的に「関係会社管理規程」に基づき、関係会社は当社に協議または報告を行う。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクコンプライアンス規程」に従い、当社及び子会社に内在するリスクについて管理し、当社及び子会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施する。

(3) 子会社の取締役等の業務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社及び子会社の事業運営に関する重要な事項の協議または報告を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員は、当社及び子会社の各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査する。さらに、内部監査部門は、当社及び子会社の各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、経営の効率性、関連法令の遵守性の面から監査及び支援を行う。

6. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会は、管理本部所属の使用人もしくは内部監査担当に、監査業務に必要な補助を依頼することができる。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

(1) 監査等委員の職務の補助者の人事異動については、予め監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制をとる。

(2) 監査等委員の職務の補助者が、その業務に関して監査等委員から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制をとる。

8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定プロセス及び業務の執行の状況を把握するため、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員にその説明を求める。

(2) 当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査等委員の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。

(3) 当社及び子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査等委員に報告する。

(4) 監査等委員に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制をとる。

(5) 内部通報制度の通報状況について速やかに監査等委員に報告を行う。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査等委員会には法令に従い社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査等委員及び内部監査担当は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。

(3) 代表取締役と監査等委員は、 相互の意思疎通を図るために定期的な会合をもつ。

(4) 監査等委員会が独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる体制を確保する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行う。

(2) 当社及び子会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

12.　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は行わず、一切の関係を遮断する。

(2) 整備状況

①当社及び子会社は、反社会的勢力との関係遮断及び排除を目的として「反社会的勢力排除及び対策規程」「反社会的勢力調査マニュアル」を策定し、運用する。

②当社及び子会社は、不当要求防止責任者を選任するとともに、社内研修を実施する等、役職員の啓蒙とその実行に努める。

③当社及び子会社は、警察、暴力追放運動推進センター、及び弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力との関係遮断に取組む。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務執行

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、社外取締役及び監査等委員が全ての取締役会に出席しております。

②監査等委員監査

監査等委員会の決定に基づき、監査等委員監査を実施しております。

③経営会議

原則として毎週１回、経営会議を開催し、事業計画の審議と経営上のリスクの把握を図っております。

④リスクコンプライアンス委員会

原則として四半期に１回、リスクコンプライアンス委員会を開催し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努めております。

⑤内部通報制度

内部通報規程に基づき、外部の法律事務所を内部通報窓口として定め、不正行為の未然防止、早期発見及び是正に努めております。

7.　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しておりますが、現在は成長過程にあると考えており、経営環境の変化に対応するため財務体質を強化し、事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが株主に対する最大の利益還元に繋がるものと考えております。このことから過去において当事業年度を含めて配当を実施しておりません。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く経営環境を総合的に勘案し、株主への利益還元を検討していくことを基本方針としておりますが、現在において、配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。内部留保資金の使途につきましては、将来の収益力の強化を図るため、研究開発投資及び優秀な人材を確保するための採用教育費用として有効に活用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、年１回の期末配当を基本方針としており、会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。

また、剰余金の配当基準日は、期末配当は８月31日、中間配当は２月末日、その他基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

（注）以上の報告の記載金額は単位未満を切り捨てております。

連結財政状態計算書

(2026年８月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**2,467,979**	**流動負債**	**1,727,666**
現金及び現金同等物	1,474,622	営業債務及びその他の債務	640,973
営業債権及びその他の債権	839,895	社債及び借入金	550,342
棚卸資産	39,511	リース負債	129,236
その他の金融資産	11,853	引当金	2,301
その他の流動資産	102,094	契約負債	117,991
非流動資産	**2,173,251**	その他の流動負債	286,821
有形固定資産	303,256	**非流動負債**	**1,451,470**
使用権資産	438,372	社債及び借入金	784,289
のれん	650,240	リース負債	278,457
無形資産	184,609	退職給付に係る負債	269,387
その他の投資	12,015	引当金	63,081
その他の長期金融資産	296,210	その他の非流動負債	46,979
その他の非流動資産	1,231	繰延税金負債	9,274
繰延税金資産	287,316	**負債合計**	**3,179,136**
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	**1,462,094**
		資本金	**22,106**
		資本剰余金	**2,045,422**
		利益剰余金	**△661,668**
		その他の資本の構成要素	**56,233**
		資本合計	**1,462,094**
資産合計	**4,641,231**	**負債資本合計**	**4,641,231**

連結損益計算書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上収益	5,722,227
売上原価	3,822,410
売上総利益	**1,899,817**
販売費及び一般管理費	1,784,019
その他の収益	81,519
その他の費用	27,000
営業利益	**170,316**
金融収益	6,189
金融費用	78,675
税引前当期利益	**97,830**
法人所得税費用	△2,776
当期利益	**100,607**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	100,607
当期利益	**100,607**

連結持分変動計算書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分							資本合計
				その他の資本の構成要素				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	確定給付制度の再測定	合計	
当期首残高	**22,075**	**2,020,412**	**△762,275**	**32,907**	**△6,697**	**28,309**	**54,519**	**1,334,730**
当期利益			100,607				-	100,607
その他の包括利益					△3,821	38,443	34,621	34,621
当期包括利益	**-**	**-**	**100,607**	**-**	**△3,821**	**38,443**	**34,621**	**135,229**
新株の発行	31	31					-	62
新株予約権の失効		24,979		△32,907			△32,907	△7,927
所有者との取引額等合計	**31**	**25,010**	**-**	**△32,907**	**-**	**-**	**△32,907**	**△7,865**
当期末残高	**22,106**	**2,045,422**	**△661,668**	**-**	**△10,519**	**66,753**	**56,233**	**1,462,094**

連 結 注 記 表

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数

４社

② 連結子会社の名称

株式会社シンプルプラン
株式会社所司一門将棋センター
株式会社ゼロフィールド
株式会社BEX

③ 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

③ 持分法非適用の非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

④ 持分法非適用の関連会社
該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項
① 資産の評価基準及び評価方法
ⅰ 金融商品
非デリバティブ金融資産
(a) 当初認識及び測定
非デリバティブ金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。
金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に、当初認識時において分類しております。
当初認識時において、金融資産をその公正価値で測定し、金融資産が純損益を通じて公正価値で測定するものでない場合には、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。
(ⅰ) 償却原価で測定する金融資産
以下の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。
・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。
(ⅱ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択をした資本性金融資産については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

(ⅲ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおりに測定しております。

(ⅰ) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融収益」に含まれております。

(ⅱ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合には、認識の中止をしたときに、その他の包括利益を通じて認識された利得又は損失の累計額をその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

(ⅲ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

(c) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及び契約資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識することとしております。

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することとしております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定することとしております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各期末日における債務不履行発生リスクを比較して判断しております。取引先の信用状態の悪化に伴い、回収が困難又は不能となるか、あるいは回収に相当長期間を要すると認められた場合に、債務不履行が生じていると判断しております。債務不履行と判断される場合や債務者の破産等による法的

整理手続の開始等があった場合には、当該金融資産は信用減損したものと判断しております。

ただし、営業債権及びその他の債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。この際、信用リスク特性ごとに、過去の貸倒実績率を考慮した引当率を帳簿価額に乗じて予想信用損失を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒が法的に確定した段階で、予想信用損失を帳簿価額から直接償却しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しております。

(d) 認識の中止

金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

非デリバティブ金融負債

(a) 当初認識及び測定

非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定しております。当初認識時には、公正価値からその発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

割引の効果の重要性が乏しい金融負債を除き、実効金利法を用いて償却原価で測定しております。また、償却原価で測定する金融負債に係る利息発生額は連結損益計算書の「金融費用」に含まれております。

(c) 認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消、又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

ii 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額により測定しております。棚卸資産の原価には、購入原価、加工費、及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他の原価の全てを含めており、総平

均法に基づいて算定されております。正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積コストを控除した額であります。

② 固定資産の減価償却の方法

ⅰ 有形固定資産

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、資産の解体・除去及び原状回復に係る費用の見積額が含まれております。

有形固定資産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、主として定額法により減価償却しております。主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりです。

建物及び構築物　　3～25年

工具、器具及び備品　2～15年

有形固定資産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

ⅱ のれん及び無形資産

のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産および引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。当初認識後ののれんについては、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

減損については、「④ 非金融資産の減損」に記載しております。

無形資産

無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

(a) 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

(b) 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測

定しております。

(c) 自己創設無形資産（開発資産）

開発(又は内部プロジェクトの開発局面)における支出は、以下の全てを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出は全て発生時に費用処理しております。

・使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
・無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
・無形資産を使用又は売却できる能力
・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産は、当該資産の耐用年数にわたり定額法により償却しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主な無形資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

ソフトウエア	5年
顧客関連資産	18年

耐用年数を確定できる無形資産の耐用年数及び償却方法は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

③ リース

契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

借手としてのリースについては、リースの開始日において、使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。開始日後においては、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、定額法により減価償却

しております。それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を割り引いた現在価値で測定しております。通常、追加借入利子率を割引率として用いております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リース負債を見直した場合又はリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。

なお、短期リース及び少額資産のリースについてIFRS第16号「リース」第６項を適用し、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

④ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に関わらず、耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

回収可能価額は、資産、資金生成単位の使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・インフロー及びアウトフローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した税引前の割引率により割り引いて算定した現在価値であります。

個別資産について、回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。企業結合により取得したのれんは、取得日以降、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる当社グループの資金生成単位(単位グループ)に配分して減損テストを行っております。

全社資産は独立したキャッシュ・インフローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位(単位グループ)の回収可能価額を算定して判断しております。

減損損失は、資産、資金生成単位(単位グループ)の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しております。資金生成単位(単位グループ)に関連して認識した減損損失は、最初に、当該資金生成単位(単位グルー

プ)に配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分により、当該単位の中の他の資産に配分しております。

のれんに関連する減損損失については、戻入れておりません。のれん以外の資産の減損損失については、報告期間ごとに、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候があり、回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失の戻入れについては、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限としております。

⑤ 引当金

過去の事象の結果として、合理的に見積り可能な法的又は推定的債務を現在の負債として負っており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が生じる可能性が高い場合に、引当金を認識しております。

引当金は、報告期間の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りを行い測定しております。貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた税引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、引当金の主な内容は以下のとおりであります。

ⅰ　資産除去債務

資産除去債務は、建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等です。当該資産除去債務は、使用見込期間を取得から３～22年と見積り、割引率は0.254～1.117%を使用して計算しております。

ⅱ　受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、期末日において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

⑥ 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、補助金が受領されることについて合理的な保証が得られた時に認識しております。

収益に関する政府補助金は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間にわたって、規則的に収益として認識して

おります。資産に関する政府補助金は、繰延収益として認識し、当該資産の耐用年数にわたり規則的に収益に認識しております。

⑦ 収益

当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、約束した商品又は役務を顧客に移転し、顧客が当該商品又は役務に対する支配を獲得した時に収益を認識しております。収益は顧客への財の移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額で認識しており、値引・割戻し及び付加価値税等を控除後の金額で測定しております。

ステップ１：契約の識別
ステップ２：履行義務の識別
ステップ３：取引価格の算定
ステップ４：履行義務への取引価格の配分
ステップ５：履行義務の充足による収益の認識

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

i　AIソリューション事業

機器の販売、サービス提供、技術者の派遣、開発案件の請負などを提供しております。このうち、機器の販売については、顧客の検収時点で収益を認識しております。サービス提供及び技術者の派遣については、期間に応じて収益を認識しております。また、開発案件の請負については、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき進捗度を合理的に測定し、進捗度に応じて収益を認識しております。

ii　GPUサーバー事業

機器の販売、保守管理サービス及びその代理サービス等を提供しております。このうち機器の販売については顧客の検収時点で収益を認識しております。保守管理サービスについては期間に応じて収益を認識しております。代理サービスについては、当社が顧客に対して商品説明を行い、顧客と代理先との間で売買契約が締結された時点で収益を認識しております。

取引の対価の通常の支払期限は、履行義務の充足後１か月以内であり、重大な金融要素は含まれておりません。また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

なお、重要な返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務はありません。

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産は、当該資産の償却期間が１年以内である場合を除き、各契約期間にわたり、関連する収益に対応させて定額法で償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

ⅰ 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。賞与及び有給休暇費用については、当社グループが、従業員から過去に提供された勤務の対価として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつ、その金額について信頼性をもって見積ることができる場合、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

ⅱ 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社において、確定給付型退職給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として認識しております。過去勤務費用については、発生した期の損益として認識しております。

ⅲ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類にその額を計上した項目のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結財政状態計算書に計上されている繰延税金資産は287,316千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、将来減算一時差異等を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識し、毎期回収可能性を見直しています。回収可能性の判断に用いる将来の課税所得の見積りは、各社の事業計画を基礎としています。

なお、当社グループは、グループ通算制度を適用しているため、繰延税金資産の回収可能性の判断については、グループ通算制度全体の課税所得の見積りにより判断しています。

課税所得が生じる時期および金額は経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の経済条件や事業計画の変化等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結財政状態計算書に計上されているのれんは650,240千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの当連結会計年度末の連結計算書類に計上されているのれんの主な内訳は下記のとおりであります。

・540,362千円　2023年９月に、株式会社ゼロフィールドを連結子会社

化した際に発生したもの
・104,878千円　2024年7月に、株式会社BEXを連結子会社化した際に発生したもの

当社グループは、のれんについて、毎期および減損の兆候がある場合には随時、減損テストを実施しております。減損テストののれんの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者が承認した５年間を限度とする事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しております。経営者が承認した事業計画の予測を超える期間におけるキャッシュ・フローについては各期とも成長率をゼロとして使用価値を算定しております。なお、当連結会計年度において、回収可能価額は帳簿価額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

減損テストに用いた仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

４．連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

流動資産	
営業債権及びその他の債権	23,713千円
非流動資産	
その他の長期金融資産	145,912千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　267,990千円

(3) 偶発負債

2026年８月７日付で、当社の連結子会社である株式会社ゼロフィールドの創業者である村田敦氏から、当社による株式会社ゼロフィールドの株式の取得に際してなされた譲渡代金の支払に関する別途の合意が履行されなかったなどとして、当社及び当社取締役２名に対し、連帯して250,806千円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社としては村田氏の請求には理由がないものと認識しており、訴訟手続において適切に対応してまいります。なお、現時点において、本件訴訟の最終的な判決の結果の予想及び財務上の影響の見積りは困難であります。

5．連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,388,100	6,200	-	8,394,300

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株の発行による増加　　6,200株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　425,800株

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を遂行する過程において、様々な財務上のリスク(信用リスク、市場リスク及び流動性リスク)に晒されております。そのため、社内管理規程等に基づき、定期的に財務上のリスクのモニタリングを行い、リスクを回避又は低減するための対応を必要に応じて実施しております。

当社グループは、投機目的でのデリバティブ取引は行っておりません。

①信用リスク管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権である売掛金及び契約資産について、事業部が顧客ごとの状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

②資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、当社グループは運転資金の効率的な管理による資本効率の最適化、当社による資金の集中管理等により資金管理の維持に努めております。また、当社グループは各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成、更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

③市場リスクの管理

借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、資金ニーズを把握し、また適時に資金繰計画を作成・更新し、資金管理を行うことにより資金を効率的に使用するとともに、適正な手許流動性を維持することにより、市場リスクを管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりです。なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
その他の金融資産		
償却原価で測定する金融資産		
長期貸付金	110,808	93,915
敷金	86,385	83,657
長期未収入金	38,644	38,644
合計	235,838	216,217
金融負債		
社債及び借入金		
償却原価で測定する金融負債		
長期借入金	1,114,949	1,114,233
社債	29,682	30,000
合計	1,144,632	1,144,233

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値ヒエラルキーは、レベル１からレベル３までを以下のように分類しております。

レベル１：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により測定した公正価値

レベル２：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル３：重要な観察できないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に使用される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値の測定に用いた重要なインプットのうち、最もレベルの低いインプットに応じて決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各報告期間の期末に発生したものとして認識しております。

(a) 公正価値で測定する金融商品

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融商品の内訳は、以下のとおりです。なお、当連結会計年度において、公正価値レベル１とレベル２の間の振替は行われておりません。

(単位：千円)

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
保険積立金	—	—	26,077	26,077
ゴルフ会員権	—	11,700	—	11,700
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産				
株式	—	—	75	75
合計	—	11,700	26,152	37,852

(b) レベル３に区分した金融商品

レベル３に区分した金融商品の期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

期首残高	17,843
当期の利得又は損失	
純損益(注) 1	663
その他の包括利益(注) 2	△260
購入	7,906
売却又は解約	—
期末残高	26,152

(注) 1．連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。
2．その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。

7．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	AIソリューション事業	GPUサーバー事業	
一時点で移転される財又はサービス	112,054	572,668	684,723
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	4,698,109	339,393	5,037,503
顧客との契約から生じる収益	4,810,164	912,062	5,722,227
外部顧客への売上収益	4,810,164	912,062	5,722,227

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ⑦ 収益」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	677,231
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	724,807
契約資産(期首残高)	75,157
契約資産(期末残高)	130,387
契約負債(期首残高)	437,718
契約負債(期末残高)	119,270

契約資産は主に、請負開発契約について期末日時点で進捗があるものの未請求の開発に係る対価に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該請負開発契約に関する対価は、契約条件に従い、顧客の検収をもって請求し受領しております。

契約負債は主に、GPUサーバー事業における保守管理サービス月額利用料の前受収益に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度
1年以内	238,484
1年超2年以内	1,242
2年超3年以内	154
3年超4年以内	93
4年超	18
合計	239,991

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社所有者帰属持分	174円18銭
基本的１株当たり当期利益	11円99銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

（資産除去債務関係）

１．資産除去債務の概要および金額の算定方法

不動産賃貸借契約に基づき、本社等事務所の退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として計上しております。

算定方法については(4) 会計方針に関する事項⑤ 引当金をご参照ください。

２．当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	65,148千円
時の経過による増加額	232千円
期末残高	65,381千円

(退職給付関係)

1．採用している退職給付制度の概要

当社グループの子会社の一部では退職金制度の従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度(非積立型制度)を採用しております。退職一時金制度では、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	349,799千円
勤務費用	19,537千円
利息費用	8,109千円
確定給付制度の再測定	△58,936千円
退職給付の支払額	△49,123千円
退職給付に係る負債の期末残高	269,387千円

(2) 退職給付債務の期末残高と連結財政状態計算書に計上された退職給付に係る負債の調整額

非積立型制度の退職給付債務	269,387千円
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	269,387千円

退職給付に係る負債	269,387千円
連結財政状態計算書に計上された負債と資産の純額	269,387千円

(3) 退職給付費用

連結損益計算書に計上された退職給付費用　24,906千円

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,286,640**	**流動負債**	**925,163**
現金及び預金	813,948	買掛金	107,871
売掛金	312,654	短期借入金	190,000
契約資産	112,636	1年内返済予定の長期借入金	286,683
短期貸付金	490	未払金	232,336
商品及び製品	3,966	未払費用	37,374
原材料及び貯蔵品	137	未払法人税等	2,290
前払費用	34,783	契約負債	10,691
その他	14,052	預り金	7,587
貸倒引当金	△6,028	その他	50,330
固定資産	**2,479,266**	**固定負債**	**706,093**
有形固定資産	**26,380**	長期借入金	703,736
建物	11,966	関係会社事業損失引当金	1,078
工具、器具及び備品	14,414	その他	1,279
無形固定資産	**6,472**		
のれん	3,000	**負債合計**	**1,631,257**
商標権	894	**(純資産の部)**	
ソフトウエア	2,578	**株主資本**	**2,134,649**
投資その他の資産	**2,446,413**	**資本金**	**22,106**
投資有価証券	75	**資本剰余金**	**2,033,171**
関係会社株式	2,018,982	資本準備金	12,096
出資金	110	その他資本剰余金	2,021,075
関係会社長期貸付金	173,172	**利益剰余金**	**79,372**
繰延税金資産	104,282	その他利益剰余金	79,372
その他	155,604	繰越利益剰余金	79,372
貸倒引当金	△5,814		
		純資産合計	**2,134,649**
資産合計	**3,765,907**	**負債純資産合計**	**3,765,907**

損 益 計 算 書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**3,217,601**
売上原価		**2,333,988**
売上総利益		**883,612**
販売費及び一般管理費		**809,997**
営業利益		**73,614**
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,992	
助成金収入	7,227	
その他	2,437	15,657
営業外費用		
支払利息	21,222	
支払手数料	165	
その他	80	21,467
経常利益		**67,805**
特別利益		
関係会社事業損失引当金戻入益	1,889	
新株予約権戻入益	32,907	34,797
特別損失		
減損損失	132	
貸倒引当金繰入額	1,800	
投資有価証券評価損	260	2,192
税引前当期純利益		**100,409**
法人税、住民税及び事業税	21,867	
法人税等調整額	9,442	31,309
当期純利益		**69,100**

株主資本等変動計算書

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	**22,075**	**12,065**	**2,021,075**	**2,033,140**	**10,272**	**10,272**	**2,065,487**	**32,907**	**2,098,394**
当期変動額									
新株の発行(新株予約権の行使)	31	31		31		-	62		62
当期純利益				-	69,100	69,100	69,100		69,100
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				-		-	-	△32,907	△32,907
当期変動額合計	**31**	**31**	**-**	**31**	**69,100**	**69,100**	**69,162**	**△32,907**	**36,255**
当期末残高	**22,106**	**12,096**	**2,021,075**	**2,033,171**	**79,372**	**79,372**	**2,134,649**	**-**	**2,134,649**

個 別 注 記 表

（自　2025年９月１日
至　2026年８月31日）

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

ⅰ　関係会社株式

移動平均法による原価法

ⅱ　その他有価証券

ア　市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)

イ　市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

②　棚卸資産の評価基準及び評価方法

ア　商品及び製品　　総平均法による原価法

イ　原材料及び貯蔵品　個別法による原価法

貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下の方法により算定しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし2016年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。ただし、一括償却資産については、３年間の均等償却を実施しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８年～22年

工具、器具及び備品　２年～10年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

ア　ソフトウエア（自社利用）

社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法としております。

イ　その他

定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権　10年

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。
受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。
関係会社事業損失引当金	関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は機器の販売、サービス提供、技術者の派遣、システム開発案件の請負等を提供しております。このうち、機器の販売に関しては、顧客の検収時点で収益を認識しております。サービス提供、技術者の派遣については期間に応じて収益を認識しております。また、システム開発案件の請負については、見積原価総額に対する実際発生原価の割合に基づくインプット法に基づき進捗度を合理的に測定し、進捗度に応じて収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

ⅰ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

ⅱ グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその額を計上した項目のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性が有る項目は以下のとおりです。

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている繰延税金資産は104,282千円であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている関係会社株式は2,018,982千円であります。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の当事業年度末の計算書類に計上されている関係会社株式の主な内訳は下記のとおりであります。

・1,342,982千円　2023年９月に、株式会社ゼロフィールドの連結子会社化及び2026年2月の追加出資により発生したもの

・646,000千円　2024年7月に、株式会社BEXを連結子会社化した際に発生したもの

いずれも、取得時点での対象会社の将来の事業計画等に基づいて超過収益力を検討し、関係会社株式を計上しております。関係会社株式の評価については、関係会社の財政状態の悪化による実質価額の著しい低下がないかを検討しており、実質価額の著しい低下が認められる場合には、回復可能性が事業計画等の十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、帳簿価額を実質価額まで減額し、帳簿価額の減少額は関係会社株式評価損として計上しております。

関係会社株式の超過収益力を加味した実質価額に著しい低下が生じているかの判定においては、主に対象会社の将来の事業計画を用いており、将来の事業計画には成長率及び損益率といった主要な仮定が用いられております。そのため、上記仮定に変化が生じた場合には、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　16,059千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	5,628千円
長期金銭債権	173,172千円
短期金銭債務	21,400千円

(3) 取締役に対する金銭債権の総額

短期金銭債権	5,659千円
長期金銭債権	104,018千円

(4) 偶発債務

2026年８月７日付で、当社の連結子会社である株式会社ゼロフィールドの創業者である村田敦氏から、当社による株式会社ゼロフィールドの株式の取得に際してなされた譲渡代金の支払に関する別途の合意が履行されなかったなどとして、当社及び当社取締役２名に対し、連帯して250,806千円の損害賠償を請求する訴訟が提起されました。当社としては村田氏の請求には理由がないものと認識しており、訴訟手続において適切に対応してまいります。なお、現時点において、本件訴訟の最終的な判決の結果の予想及び財務上の影響の見積りは困難であります。

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	37,986千円
仕入高	7,100千円
販売費及び一般管理費	2,094千円

営業取引以外の取引高

営業外収益	3,182千円

7．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	21,957千円
減価償却超過額	33,461千円
ソフトウエア	49,093千円
繰越欠損金	166,637千円
投資有価証券評価損	17,138千円
関係会社株式評価損	2,430千円
その他	11,821千円
繰延税金資産小計	302,539千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△161,172千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△37,084千円
評価性引当額	△198,257千円
繰延税金資産合計	104,282千円
繰延税金資産純額	104,282千円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	㈱ゼロフィールド	所有直接100	資金の貸付	利息の受取(注)1	3,182	長期貸付金	167,372
			債務保証	債務保証	82,807	―	―

(注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

2. ㈱ゼロフィールドの取引先との債務に対する債務保証を行っております。また取引金額は、当事業年度末の保証残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

役員及びその近親者

属性	氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	山田 雄一郎	(被所有)直接 1.1	当社代表取締役	資金の貸付(注1) 利息の受取(注2)	― 666	長期貸付金 未収入金	81,802 36
				新株予約権の消却(注3)	19,957	新株予約権	―
役員及びその近親者	山田 総礼奈	―	当社代表取締役 山田 雄一郎の配偶者	債務被保証(注4)	81,802	―	―
役員及びその近親者	加藤 慶	(被所有)直接 0.6	当社取締役	資金の貸付(注1) 利息の受取(注2)	― 227	長期貸付金 未収入金	27,874 12
				新株予約権の消却(注3)	8,358	新株予約権	―

(注)1. 貸付金の担保として同氏保有の当社株式に対して質権設定を行っております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
3. 新株予約権の消却は、2026年６月26日開催の取締役会の決議に基づき消却された、第５回・第６回・第７回新株予約権を記載しております。なお、取引金額は当該新株予約権の発行時に払い込まれた金額の合計額を記載しております。
4. 当社代表取締役山田 雄一郎への資金の貸付に対して連帯保証を受けております。また取引金額は、当事業年度末の被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払はしておりません。

9．収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結注記表「7．収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「7．収益認識に関する注記」の記載と同様の内容のため記載を省略いたします。

10．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	254円30銭
1株当たり当期純利益	8円24銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	8円18銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社トリプルアイズ
取締役会　御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中村　直樹
指定社員 業務執行社員　公認会計士　津田　格朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トリプルアイズの2025年９月１日から2026年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社トリプルアイズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月26日

株式会社トリプルアイズ
取締役会　御中

RSM清和監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中村　直樹
指定社員 業務執行社員	公認会計士	津田　格朗

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トリプルアイズの2025年９月１日から2026年８月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２５年９月１日から２０２６年８月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（会社の内部統制に係わる体制全般）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
(1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人ＲＳＭ清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人ＲＳＭ清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認められます。

3．後発事象
該当事項はありません。

２０２６年10月26日

株式会社トリプルアイズ　監査等委員会
監査等委員　篠　原　　博　㊞
監査等委員　鈴　木　規　央　㊞
監査等委員　中　釜　和　寿　㊞

監査等委員鈴木規央及び中釜和寿は、会社法第２条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため１名を増員し取締役５名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	再任 山田　雄一郎（やまだ　ゆういちろう） （1982年６月11日）	2005 年12月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2018 年６月　一般社団法人日本ラクロス協会（現 公益社団法人日本ラクロス協会）監事就任 2020 年８月　当社 入社 2020 年９月　当社 執行役員CFO就任 2020 年11月　当社 取締役CFO 経営戦略本部（現 管理本部）副管掌就任 2021 年３月　当社 代表取締役就任 2021 年11月　首都圏ソフトウェア協同組合 理事就任（現任） 2022 年６月　一般社団法人日本ラクロス協会（現 公益社団法人日本ラクロス協会）理事就任（現任） 2023 年10月　株式会社ゼロフィールド取締役就任（現任） 2024 年９月　笹徳印刷株式会社取締役就任（現任） 2025 年６月　公益財団法人徳川ミュージアム理事就任（現任） 2025 年11月　当社 代表取締役会長就任（現任）	90,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	再任 かたぶち　ひろや 片渕　博哉 (1991年2月9日)	2016年10月　当社　入社 2022年９月　当社　AIZE戦略本部（現 技術本部）AIZE開発部　リードエンジニア就任 2022年12月　当社　AIZE戦略本部（現 技術本部）AIZE開発部　部長就任 2023年９月　当社　執行役員　技術本部副管掌就任 2025年11月　当社　代表取締役CEO就任（現任）	－
3	再任 かとう　けい 加藤　慶 (1981年2月8日)	2003年４月　株式会社ベンチャー・リンク（現株式会社C&I Holdings）入社 2007年12月　新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2018年１月　株式会社パネイル 入社 2018年４月　株式会社MAYAホールディングス 取締役CFO管理本部長就任 2019年３月　株式会社すららネット取締役（監査等委員）就任（現任） 2020年１月　株式会社ライナフ 監査役就任（現任） 2020年９月　株式会社XTIA 取締役管理本部長就任 2021年７月　当社 執行役員CFO就任 2021年９月　当社 取締役CFO 経営戦略本部（現 管理本部）管掌就任（現任） 2023年10月　株式会社ゼロフィールド取締役就任（現任） 2024年７月　株式会社ＢＥＸ取締役就任（現任）	52,590株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	新任 ふくはら　せいこ 福原聖子 (1975年7月21日)	2010年９月　当社　入社（現任）	4,063,000株
5	新任 あゆざわ　じゅん 鮎沢　潤 (1976年9月5日)	2001年12月　システム・レジデンス株式会社(現 株式会社トリオン) 入社 2006年１月　株式会社第一コンピュータサービス入社 2020年５月　株式会社第一コンピュータサービス 取締役就任 2021年５月　株式会社第一コンピュータサービス 常務取締役就任 2023年11月　株式会社システム・ワークス 取締役就任(現任) 2024年２月　株式会社データラボ取締役就任(現任) 2025年５月　株式会社第一コンピュータサービス代表取締役就任(現任) 2025年10月　ハイブリッドサービス株式会社代表取締役就任(現任)	－

（注）1．当社は、山田雄一郎氏及び加藤慶氏に対して、貸付を行っております。
2．その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3．鮎沢潤氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
4．社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要
鮎沢潤氏は、会社経営に関する豊富な経験及び高い見識を有していることから経営全般に関する適切な助言・監督及びチェック機能の観点から、社外取締役としての適切な職務の遂行を期待したためであります。
5．当社は、候補者であります鮎沢潤氏が選任された場合、同氏との間で会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
6．当社は、取締役を被保険者とする、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に係わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
7．各候補者が所有する当社の株式数は、2026年８月31日現在の株式数であり、当社役員持株会での持分を含めております。
8．福原聖子氏が所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社が所有する当社の株式数を含んでおります。

以　上

株主総会会場ご案内図

出席の株主の皆さまには当社創業者である福原智の著書『テクノロジー・ファースト』の配布を予定しております。



会　場　関東ITソフトウェア健康保険組合山王健保会館
〒107-0052
東京都港区赤坂２丁目５番６号
TEL　03-5570-1803（代表）

最寄駅　●地下鉄
東京メトロ銀座線・南北線
「溜池山王駅」10番出口（徒歩約３分）
東京メトロ千代田線
「赤坂駅」2番出口（徒歩約５分）
東京メトロ銀座線・丸ノ内線
「赤坂見附駅」10番出口（徒歩約７分）

お願い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ
当社IRサイトにて投資家様向け情報を掲載中です。当社をより一層ご理解いただける内容となっております。ぜひご覧ください。
https://www.3-ize.jp/ir/

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。